

# 介護保険制度について

2006年4月に介護保険制度が大幅に改正されました。  
改正によって「新予防給付」が新設され、要介護状態にならないように支援する介護予防サービスが利用できるようになりました。

### 被保険者（介護保険に加入されている方）

#### 第1号被保険者 65歳以上の方

- サービスを利用できる方
  - ① 寝たきりや痴呆等で常に介護を必要とする状態（要介護状態）と認定された方
  - ② 常時介護までは必要としないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の方
- 保険料の支払い
  - 原則として年齢・退職年金からの天引

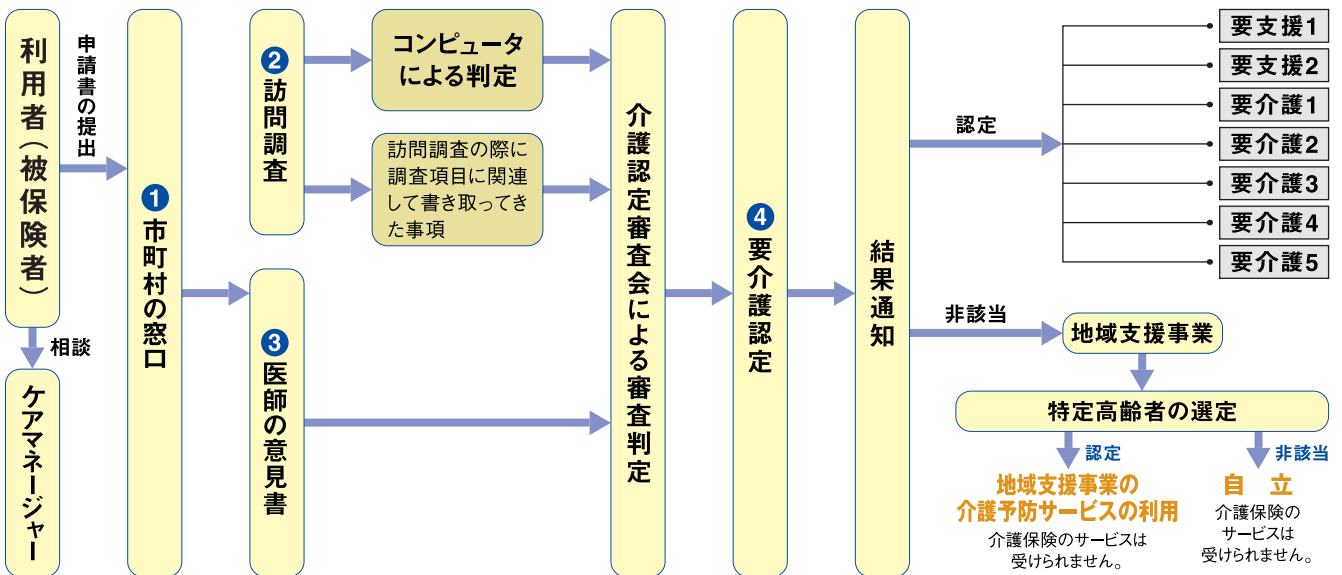
#### 第2号被保険者

40歳以上65歳未満で医療保険に加入されている方

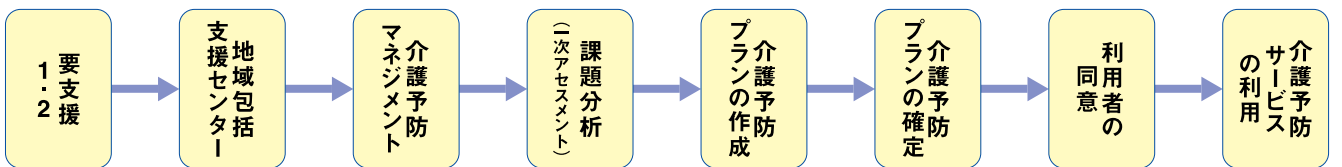
- サービスを利用できる方
  - 初老期における認知症・脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気により、要介護状態や要支援状態となった方
- 保険料の支払い
  - 加入している医療保険の保険料に上乗せして一括納入

※介護保険制度の運営主体（保険者）は、市町村・東京23区です。

## 利用手続き



## ケアプランから新予防給付を受けるまで



## ケアプランから介護給付を受けるまで

